

■川島町地域公共交通計画について

1. 地域公共交通計画と従前計画との違い

令和2年の活性化再生法の改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わる、新たな法定計画の策定

- ① 地方公共団体による**地域公共交通計画（マスタープラン）**の作成を**努力義務化**
- ② 公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源も計画に位置付け**
- ③ 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等

	網形成計画 (平成26年～)	地域公共交通計画 (令和2年～)
計画の対象	・バス路線など専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする	・ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取組む ・地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる
位置付け	・地方公共団体による作成が可能	・地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ・基本的にすべての地方公共団体において計画作成や実施に取組む
実効性の確保	・可能な限り具体的な数値指標を明示 ・原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価	・定量的な目標の設定や毎年度の評価の仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づくPDCAの取組強化

《経過》

平成30年3月 川島町地域公共交通網形成計画

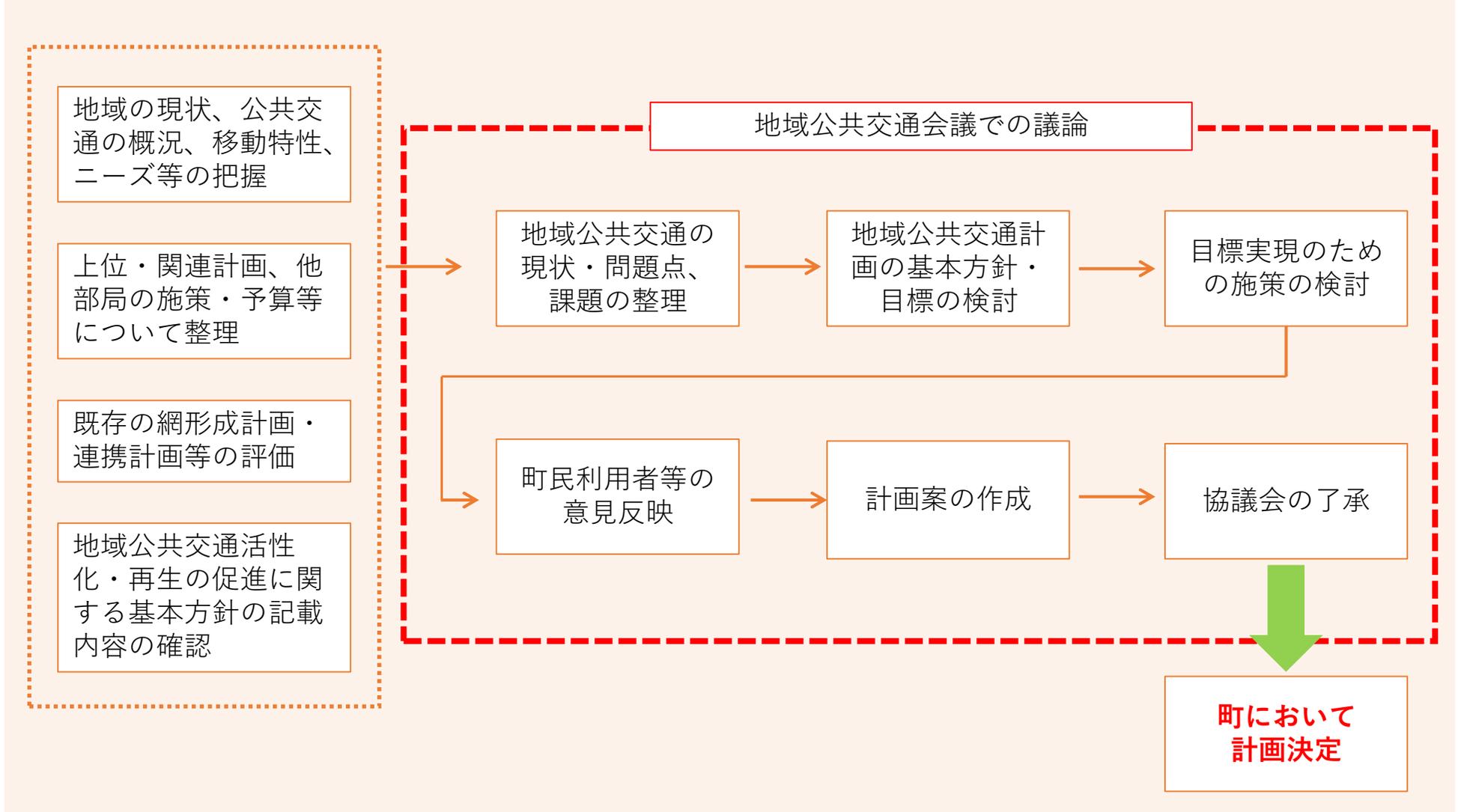
2. 地域公共交通計画で記載が求められる事項

記載事項	概要
①基本的な方針	<ul style="list-style-type: none">・計画が目指す将来像と公共交通が目指すべき役割を明確化し、取り組みの方向性を定める。・まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携整理。
②計画の区域	<ul style="list-style-type: none">・当該区域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定。
③計画の目標	<ul style="list-style-type: none">・①の方針に即して目標を設定。
④事業・実施体制	<ul style="list-style-type: none">・目標達成のための地域旅客サービス全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に併せて、その実現に必要な実施主体を整理。
⑤計画の達成状況の評価	<ul style="list-style-type: none">・達成状況の評価計画と評価を踏まえた見通し
⑥計画期間	<ul style="list-style-type: none">・原則 5 年程度
⑦その他	<ul style="list-style-type: none">・その他記載すべき事項があれば記載。



地域公共交通会議での議論を通じて検討を深める

3. 地域公共交通計画の作成手順



川島町地域公共交通計画について

4. 計画スケジュール (案)

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務発注	■											
現状整理・上位関連計画の整理		■										
ニーズ調査			■	■	■							
問題・課題の検討					■							
目標実現のための施策検討						■	■	■	■			
計画案の作成									■			
パブコメ										■		
計画の決定・国へ送付											■	■
公共交通会議の開催			①		②		③		④			⑤

①

②

③

④

⑤